

令和6年度就学援助費申請書（兼 請求書・口座振替依頼書・世帯票）（新規・継続）

提出日:令和 年 月 日

(あて先) 広島市教育長・広島市会計管理者

私は、次の理由により、扶養している下記の児童又は生徒に係る就学援助費の支給を受けたいので、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請します。
また、私が支給を受ける就学援助費を指定の口座に振り替えてください。

同一校の児童又は生徒	フリガナ氏名	本人との続柄	生年月日	令和6年度の学校・学年	申請者との同居・別居の別	申請理由(該当番号に○をしてください)			
		本人	平	学校 学年	同居・別居(申立書必要)	1 生活保護の受給 2 生活保護の停止又は廃止 3 市民税の減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免 4 国民年金保険料の免除 5 国民健康保険料の減免・徴収猶予 6 児童扶養手当の支給 7 生活福祉資金の貸付 8 雇用保険の失業給付 9 経済的に就学困難な状態 10 その他特別な事情 今年になって世帯の収入が激減した、被災した、離婚協議中で別居しているなど具体的に記入してください。 (支出面の増は対象になりません。)			
		本人	平	学校 学年	同居・別居(申立書必要)				
		本人	平	学校 学年	同居・別居(申立書必要)				
本人以外の世帯状況(同居している人はすべて)	フリガナ氏名	本人との続柄	生年月日	他校の場合 小中学校名	収入(1~12月) R4年R5年		1月1日の住所地 R5.1.1R6.1.1		
			大・昭・平・令 ・		有・無	有・無	市内 市外	市内 市外	
			大・昭・平・令 ・		有・無	有・無	市内 市外	市内 市外	
			大・昭・平・令 ・		有・無	有・無	市内 市外	市内 市外	
			大・昭・平・令 ・		有・無	有・無	市内 市外	市内 市外	
			大・昭・平・令 ・		有・無	有・無	市内 市外	市内 市外	
			大・昭・平・令 ・		有・無	有・無	市内 市外	市内 市外	

家族情報について(チェック☑してください。) ※令和6年4月1日現在の状況を記入(令和6年5月以降に提出する場合は、その時点の状況を記入)			
ひとり親家庭である(祖父母と同居の場合も含む)	☐ いいえ	☐ はい	
祖父母等、住民票が別世帯の同居者がいる	☐ いいえ	☐ はい ⇒	上の世帯状況欄に同居者全員を書いてください。
進学などで、同一生計で別居している家族がいる	☐ いいえ	☐ はい ⇒	上の世帯状況欄に別居している家族を書いてください。
父母が単身赴任などで他の場所に住んでいる	☐ いいえ	☐ はい ⇒	上の世帯状況欄に書き、次の欄も書いてください。
※赴任先の光熱水費等の領収書を添付してください。		(住所:	氏名:)

委任・承諾	1 就学援助の認定に際し、教育長が必要と認める場合には、私及び私の属する世帯の世帯員(住民基本台帳が別世帯で生計を同一にする者を含む。以下同じ。)の以下の事項について同意します。なお、このことについて、私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。 (1)所得額及び所得控除額等市民税の課税上把握されている情報を市民税担当課に確認の上で利用すること。 (2)住民基本台帳の住民情報及び上記申請理由の各制度の受給状況等の情報を各関係機関に確認の上で利用すること。 (3)この申請に係る就学の状況、就学援助の認定及び支給に関する情報について、広島市と関係市町村との間で調査・確認すること。
	2 認定後は、就学援助費について、在籍校の校長を代理人として定め、次の事項を委任します。 (1)就学援助費の受領(ただし、保護者が直接援助費を受け取る必要がある場合を除く。) (2)就学援助費の請求、過誤払金の返納並びに復代理人選任の権限
	3 認定後は、就学援助費にかかる学校口座に生じる利子の放棄を承諾します。
	4 認定後は、広島市教育委員会が取り扱う広島市放課後児童クラブ利用料金に係る決定に際して、就学援助の認定に関する情報を広島市教育委員会放課後対策課へ提供することに同意します。

申請者・振替依頼人	保護者氏名	振込先口座(口座は申請者と同じ名義に限りします。)	
		金融機関名	店舗名
	電話番号 自宅・携帯 () —	普通預金	口座番号
	〒	口座名義(カタカナで記入してください。)	
	現住所		

学校記入欄		令和6年度在籍開始日 4月1日・月日 4~6月4月1日認定 不認定 7~3月7月1日認定 不認定	異動月日・理由 月日 月日 月日

(令和 6 年度就学援助費申請書 裏面)

通帳のコピーの貼付欄

新規の方、継続の方で口座を変更する場合

申請者名義の普通口座の通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号・カナ口座名義が分かる部分のみ）を貼り付けてください。

継続の方で同じ口座の場合

通帳のコピーは必要ありません。

※小学校 6 年生時に就学援助を認定されていた場合、中学進学時は「継続」になります。

※兄弟と同じ学校に入学する新入生で、兄弟と同時に申請する場合は「継続」になります。

※新小学校 1 年生で同じ学校に兄弟がいない場合は全て「新規」になります。

インターネットバンキング等を利用されている方で通帳を発行されていない方

申請者名義の銀行名・支店名・口座番号・かな口座名義が表示されている画面（スマートフォンのスクリーンショットでも可）を印刷して、貼り付けてください。